

【フランス】 差別禁止法の制定

* フランスは 3 つの EU 指令を国内法化し、さまざまな差別を禁止する法律を策定した。この差別禁止法は、特定の集団への差別を禁止するものではなく、民族的出自、性別、信条、ハンディキャップ、健康等に関係するあらゆる差別を禁止することを目的としている。

立法の背景

「差別防止及び平等のための高等機関（HALDE : La haute autorité de lutte contre les discriminations et pour l'égalité）」の 2006 年の調査（注 1）によれば、雇用及び昇進時（差別全体の 42.87%）並びに公共サービスの受益時（同 22.45%）に多くの差別が生じており、その差別の背景として、民族的出自（差別の理由全体の 35.04%）並びにハンディキャップ及び健康（同 18.63%）が挙げられる。特に、HALDE 所長であるルイ・シュヴァイツァー氏が指摘するように、民族的出自を理由とした、雇用上の差別が大きな社会問題となっている。雇用の際に、使用者の 70%が、フランス人の名前とは思われない名前を持つ者を雇用面接から排除し、フランス人と思われる者を優遇している。また、最近では、ハンディキャップ及び健康（身体的健康のみならずメンタル・ヘルスも含む）による職場での差別も増加している。

こうした状況を背景にして、フランス政府は、次の 3 つの EU 指令を国内法化し、差別防止を強化しようとしている。すなわち、①人種及び民族的出自に関する差別防止指令（2000/43/EC）、②雇用及び職業における均等待遇のための一般的枠組みの設定指令（2000/78/EC）、③男女の雇用、職業訓練、昇進及び労働条件に関する均等待遇指令（2002/73/EC）である。この 3 つの EU 指令の国内法化の結果制定されたものが、「差別防止の領域における共同体法の適用のための諸条項に関する 2008 年 5 月 27 日の法律第 2008-496 号」（以下「差別禁止法」という。）（注 2）である。

差別の定義

差別禁止法第 1 条は、差別とは何かという観点から、直接的差別及び間接的差別の定義を行っている。

- ・直接的差別（la discrimination directe）とは、民族又は人種、宗教、信条、年齢、ハンディキャップ、性的指向又は性別により、当該人が他の者より不利に扱われることを意味する。
- ・間接的差別（la discrimination indirecte）とは、一見中立的に見える措置、基準又はその適用が、上記に記した理由により、ある者に対して不利益を生じさせることを意味する。

禁止される諸差別

差別禁止法第 2 条は、上記 3 つの EU 指令に比して、フランスでの取組みが遅れている差別領域に対し、その差別禁止を規定している。

- ・民族又は人種によって、特に社会的保護（広義の社会保障のこと）、健康、福利厚生、教育、財及びサービスへのアクセス又はその支給において差別があってはならない。
- ・民族又は人種、宗教、信条、年齢、ハンディキャップ、性的指向又は性別によって、特に、労働組合組織又は職業組織への加入、採用、雇用、職業訓練、労働条件及び昇進において差別があってはならない。
- ・妊娠していること又は母親であること（出産休暇取得も含む。）によって、いかなる差別もあってはならない。
- ・性別によって、特に、財及びサービスへのアクセス又はその支給において差別があってはならない。

差別告発者の保護

差別禁止法第 3 条は、「差別的な不正行為をその良心から証言した (témoigner) いかなる者又はそれについて詳しく物語った (relater) いかなる者も、このことにより、不当に扱われてはならない」と規定し、差別行為を告発した者、又はその告発者を擁護する立場から差別を詳しく述べた者に対する保護を明確に定めている。

挙証責任の転換

差別禁止法第 4 条は、差別事件にかかわる裁判が行われた場合で、被害者である原告が差別の証拠を提出したときには、被告は、その原告の主張及び証拠に対し、自分の行為等が差別ではなかったことを客観的に証明しなければ、原告の訴えを退けることはできないという規定を設けている。

我が国での差別禁止のための方策

内閣府による調査（注 3）によれば、学校での人権教育を充実する、国や地方公共団体、民間団体等の関係機関による一体的な教育・啓発広報活動を推進する等の方途で差別問題を解決するべきだと答えた国民が多かった。こうした観点から、フランスの事例を参考にすることができるものと考えられる。

注(インターネット情報はすべて 2008 年 6 月 19 日現在である。)

(1) 差別防止及び平等のための高等機関による 2006 年調査については、差別禁止法が国民議会(下院)委員会で審議された際に提出された報告書を参照した。Assemblée nationale Rapport n° 695 déposé le 6 février 2008 par Mme Isabelle Vasseur, pp.10-13.

(2) Loi n° 2008-496 du 27 mai 2008 portant diverses dispositions d'adaptation au droit communautaire dans le domaine de la lutte contre les discriminations

(3) 「人権擁護に関する世論調査」内閣府ホームページ

< <http://www8.cao.go.jp/survey/h19/h19-jinken/index.html> > (鈴木 尊紘・海外立法情報課)